

平成 26 年第 1 回定例会

富良野市議会会議録（第 2 号）

平成 26 年 3 月 4 日（火曜日）

平成 26 年第 1 回定例会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 25 年 3 月 4 日（火曜日）午前 10 時 00 分開議

◎議事日程（第 2 号）

- 日程第 1 所管事項に係る委員会報告  
調査第 4 号 墓地の維持管理について  
調査第 5 号 看護専門学校について  
調査第 3 号 農業振興について
- 日程第 2 議会改革特別委員会報告
- 日程第 3 監査委員報告（例月出納検査結果報告 25 年度 10 月～12 月分）  
（定期監査報告）  
（財政援助団体監査報告）
- 日程第 4 報告第 1 号 専決処分報告（公共施設における物損事故の損害賠償及び和解について）
- 日程第 5 議案第 25 号 富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 6 議案第 26 号 富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 7 議案第 10 号～議案第 24 号（提案説明）
- 日程第 8 予算特別委員会設置

◎出席議員（17 名）

議長	18 番	北 猛 俊 君	副議長	6 番	横 山 久 仁 雄 君
	1 番	洪 谷 正 文 君		2 番	小 林 裕 幸 君
	3 番	本 間 敏 行 君		4 番	黒 岩 岳 雄 君
	5 番	広 瀬 寛 人 君		7 番	今 利 一 君
	8 番	岡 本 俊 君		9 番	大 栗 民 江 君
	10 番	萩 原 弘 之 君		11 番	石 上 孝 雄 君
	12 番	関 野 常 勝 君		13 番	天 日 公 子 君
				15 番	岡 野 孝 則 君
	16 番	菊 地 敏 紀 君		17 番	日 里 雅 至 君

◎欠席議員（0 名）

◎説 明 員

市 長 能 登 芳 昭 君 副 市 長 石 井 隆 君

総務部長	近内 栄一 君	保健福祉部長	鎌田 忠男 君
経済部長	原 正明 君	建設水道部長	外崎 番三 君
商工観光室長	山内 孝夫 君	看護専門学校長	丸 昇 君
総務課長	若杉 勝博 君	財政課長	柿本 敦史 君
企画振興課長	稲葉 武則 君	教育委員会委員長	児島 応龍 君
教育委員会教育長	宇佐見 正光 君	教育委員会教育部長	遠藤 和章 君
農業委員会会長	東谷 正 君	農業委員会事務局長	大玉 英史 君
監査委員	松浦 惺 君	監査委員事務局長	影山 則子 君
公平委員会委員長	島 強 君	公平委員会事務局長	影山 則子 君
選挙管理委員会委員長	藤田 稔 君	選挙管理委員会事務局長	一條 敏彦 君

---

◎事務局出席職員

事務局	長 岩 鼻 勉 君	書	記 日 向 稔 君
書	記 大 津 諭 君	書	記 渡 辺 希 美 君
書	記 澤 田 圭 一 君		

午前10時00分 開議  
(出席議員数17名)

---

## 開 議 宣 告

---

○議長(北猛俊君) これより、本日の会議を開きます。

---

## 会議録署名議員の指名

---

○議長(北猛俊君) 本日の会議録署名議員には、  
小林 裕 幸 君  
萩原 弘之 君  
を御指名申し上げます。

---

## 行 政 報 告

---

○議長(北猛俊君) この際、あらかじめ申し出のありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。  
市長能登芳昭君。

○市長(能登芳昭君) -登壇-  
おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

1、富良野地区定住自立圏形成協定の締結についてであります。

平成25年12月25日、定住自立圏の形成に関する協定を富良野市と上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村との間でそれぞれ締結いたしました。

この協定は、総務省が制定しております定住自立圏構想推進要綱に基づくものであり、宣言中心市である富良野市と連携する4町村が、医療や福祉などの生活機能の強化に係る政策分野、地域公共交通や交通インフラ整備などの結びつきやネットワークの強化に係る政策分野、人材育成などの圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の三つの分野にわたって、合計20項目についてそれぞれ連携を図るものであります。

協定締結後は、5市町村を区域とする富良野地区定住自立圏共生ビジョンの策定に向け、連携町村とも協議を進めているところであり、圏域の住民が安心して暮らし、魅力的な地域づくりとなるよう取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

2、高齢者の地域見守り活動に関する協定の締結についてであります。

平成26年2月12日、高齢者の地域見守り活動に関する協定を富良野市と生活協同組合コープさっぽろとの間で締結いたしました。

この協定は、高齢者の単身世帯が増加する中、生活協同組合コープさっぽろによるコープ宅配システムを利用

しているひとり暮らしの65歳以上の高齢者を対象に、平日の午前9時から午後5時までの時間帯において、配達員が訪問先で異変等を発見した場合に市へ連絡するものであり、地域住民による見守りとあわせ、複合的、重層的な見守り、安否確認の仕組みが構築をされ、高齢者の孤独死防止に寄与するものと考えております。

3、市・道民税を還付する際の還付加算金の未払いについてであります。

本年1月、市・道民税を還付する際に付される還付加算金の算定におきまして、地方税法で定められた計算の起算日の解釈を誤り、還付加算金の額を過少に算定していたことが判明をいたしました。事実の判明後、未払い金額の確定作業を行いまして、地方税法の規定のもとに、平成20年度以降の賦課決定分183件、106名、58万8,600円について支払いの決定を行ったところであります。対象となった方々に対しましては、文書をもっておわびを申し上げますとともに、未払い分の支払い事務を進め、おおむね完了したところであります。

今後、このようなことが起こらないよう、職員の資質向上、チェック体制の強化を図り、事務の適正処理に努めてまいります。

4、富良野美瑛観光圏における広域観光の推進に関する要望についてであります。

富良野美瑛広域観光推進協議会会長として、1月9日、観光庁に対し、住んでよし、訪れてよしの地域づくりを具現化するため、田園休暇を感じてもらう空間づくり、円滑な交通ネットワークの構築、ブランド観光圏認定に向けた支援、国の目標であります訪日外国人2,000万人に向けた受け入れ環境整備など、総合的な支援について要望してまいりました。

以上であります。

○議長(北猛俊君) 以上で、市長の行政報告を終わります。

---

## 日程第1 所管事項に係る委員会報告

---

○議長(北猛俊君) 日程第1、前回より継続調査の所管事項に関する委員会報告を議題といたします。

本件に関し、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、調査第4号、墓地の維持管理について、総務文教委員長岡野孝則君。

○総務文教委員長(岡野孝則君) -登壇-

総務文教委員会より、平成25年第4回定例会において許可を得ました調査第4号、墓地の維持管理について御報告申し上げます。

要点のみ報告をいたします。詳細については、報告書を御一読ください。

近年、社会構造の急激な変化とともに、これまで脈々

と受け継がれてきた家族が墓を守り、子孫へ継承していくといった観念も大きく変化し、墓地の形態に対する個人のニーズも多様化してきている現状にあります。

本委員会では、担当部局に説明を求めるとともに、代表的な墓地として、富良野墓地の現地調査を行い、埋葬の流れを把握する上で、火葬場を視察し、調査を進めてまいりました。

説明を受けた内容の概略を申し上げます。

本市の墓地は、富良野、山部、中五区、東山、島の下、布礼別、麓郷及び老節布の8カ所となっております。墓地区画や使用権者は、墓地使用許可台帳によって管理されており、8カ所ある墓地の区画の合計は、平成25年12月現在、5,272区画であり、このうち4,133区画が使用されております。しかし、一部の区画では使用権者が居所不明となり、管理が滞り、お参りする人が途絶えてしまった墓もあり、その数は富良野墓地、布礼別墓地、中五区墓地の合計で113件となっております。

委員会において、主に議論が集中した部分としては、台帳整備の状況と使用権者が居所不明となった区画の対処方法や、今後そのような区画を出さないための防止策などについてであります。こうした議論を経て、本委員会では、次の3点について意見の一致を見たところであります。

1点目に、墓地が安全で安心して使用できるよう、環境整備に配慮することが大切であります。共有部分の整備はもとより、個々の区画においても管理が行き届かない墓が放置されることのないよう、墓地全体の管理に努めることが重要であります。このため、必要に応じ、台帳の見直しを行い、使用権者と定期的に連絡をとるなど、居所不明を防止する対策を講じることが必要であると考えます。

2点目に、今後、墓地の区画整備を行う場合は、使用者のニーズの変化に可能な範囲で対応しながら、墓地のあり方についても検討していくことが必要と考えております。

3点目に、墓地の使用責任をより明確に示し、墓が適切に維持管理されるよう啓発に努めることが大切であります。使用権者が亡くなられたり、転出されるなど、維持管理の継続が困難な場合は、速やかに変更届等の手続が必要であることを折に触れ通知し、区画が適正に使用されるように努められることを願うものであります。

以上の点に留意され、今後も、本市の墓地が、市民を初め、本市にゆかりのある人々が安心して安全に訪れることのできる場所として、適切で永続的に維持管理されることを望むものであります。

以上、総務文教委員会からの事務調査報告といたします。

**○議長（北猛俊君）** ただいまの報告に関し、御発言ご

ざいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北猛俊君）** ないようですので、以上で総務文教委員会の報告を終わります。

次に、調査第5号、看護専門学校について、保健福祉委員長岡本俊君。

**○保健福祉委員長（岡本俊君）** ー登壇ー

おはようございます。

保健福祉委員会より、事務調査第5号、看護専門学校についての調査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局より資料の提出と説明を求め、看護学校の現状について調査を進めてまいりました。

看護専門学校は、富良野圏域における看護職員の確保のため、看護に必要な専門知識、技術、態度を培い、地域に貢献できる看護師を養成することを教育の目的として、平成6年4月に開設され、昨年は開設20年目を迎え、この間における卒業生数の累計は548名、市内医療機関への就業者数は累計で159名を数えており、目的達成に大きく貢献しているものと考えられます。

学校の教育課程は、平成22年に単位の増加を伴う改正を行いながら、学生に対し、きめ細かな指導を行っています。この指導の結果は、看護師国家試験合格率にも反映され、平成17年度から平成24年度までの8年連続で合格率100%を達成しており、この合格率の高さは、看護専門学校の設置意義を深め、また、学生確保の面からも特筆すべき点であり、今後さらなる推進が望まれるものであります。

これらの説明のほか、担当部局から看護専門学校が抱えている課題として、次の4点を挙げられています。1点目は、富良野圏域への就業率の向上について、2点目に、実習施設の確保と充実について、3点目に、講師の確保と教育、指導の充実について、4点目に、施設整備の補修及び備品、教材の計画的な更新についてとされています。

このうち、2点目の実習施設の確保と充実については、平成21年第1回定例会において、当時の保健福祉委員会より実習施設の市内確保に努められたいとして指摘した事項で、これに基づき、市内の実習施設の充実が図られているところでありますが、他の看護師養成機関からの実習参入もあつて施設自体が手狭になっていることから、新たな実習施設の開拓が喫緊の課題となっております。

また、4点目について、開設以来20年が経過していることもあり、校舎そのものの劣化が目立っていることに加え、教材については、開設以来、長期間使用している教材がある反面、現在の医療技術や看護技術では使われない教材が現存しており、さらに、現状に即した教材へ更新することが課題とされております。

その後、当委員会として、現状を把握するため、看護専門学校視察を実施しました。視察に当たっては、事前に学生の学習環境の充実という点を委員間において協議し、共通した視点を持って視察することができました。視察後に、改めて担当部局との意見交換を行い、これに基づき、委員会で協議した結果、4点の課題が挙げられました。

1点目は、施設の抜本的な改修についてです。

看護専門学校の校舎は、平成6年1月に竣工し、20年が経過し、劣化による雨漏りによって内部の塗装の剥離などが著しく、毎年、修繕を行っています。しかし、修繕を行っても別の箇所から雨漏りが発生するなど、解消できない状態が続いており、今後も発生することが予想されるため、原因を調査した上で、改築も視野に入れた抜本的な改修を行い、学生に対して良好な学習環境の提供に取り組むべきと考えます。

2点目には、現在の看護技術や医療水準に見合った教材への更新や教科書等のIT化に向けた検討を行うことについてです。

さきに述べたように、教材については、平成6年の開設当初より使用しているものもあり、使用目的は同じですが、実際の医療現場においては操作方法や扱い方が異なってきたりしている教材もあるほか、現在では使われていない教材も配置されています。このことから、医療現場と同一の教材を導入することで、卒業後、操作に戸惑うことなく速やかに看護業務に入ることができるよう整備する必要があると考えます。

また、教材のIT化については、今後において検討を行うべきと考えているところです。このほか、視聴覚教材の更新も必要と思われます。

3点目は、看護教員の専門性を高めるための研修体制の構築についてです。

看護教員は、学校内における授業を初め、臨地実習として実習先へ赴くなど、数多くの業務に対応しながら学生への指導に当たっており、特に臨地実習後の振り返りにおいては、学生と面談しながら実習における反省や指導を行い、次の実習に生かすようきめ細かな対応を行っているところです。

しかし、近年、臨地実習後の振り返りの時間が長くなる傾向にあるほか、単位数の増加もあり、看護教員が研修へ参加することが困難な状況になりつつあります。このことから、看護教員が希望する研修への参加が可能となる環境として、研修中不在となる教員にかわる教員の確保が必要であり、代替教員の確保を中心とした研修体制の構築に努められたい。

4点目は、教育目標に沿った教育課程の充実についてです。

3点目でも述べたように、臨地実習における振り返り

の長時間化に対し、委員会では、コミュニケーションに対する教育の充実や学生がみずから振り返る時間が必要であると考え、この対策のためには、演劇を活用した教育などの単位創設を初め、土曜日に授業を行うことや4年制の教育課程に移行するなどさまざまな意見が挙げられましたが、現状の3年制であることの優位性や学生の希望とも相反することから、慎重に検討した上、課題解決に努められたい。

以上、意見交換を行った事項について述べましたが、富良野市に看護専門学校が開設されて20年が経過し、同校が存在することにより、看護師の確保に苦慮している中、多くの近隣市町村等の医療施設にも大きく貢献できたものと考えられます。今後、少子高齢化が進展することにより、看護師を初めとした医療従事者に対する社会的需要はますます増加するものと考えられます。このことから、看護専門学校が果たす役割は大きくなっていることから、これらの期待に応え、地域に貢献できる看護師を輩出し続けるためにも、多くの関係者の努力を期待し、報告いたします。

**○議長（北猛俊君）** ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北猛俊君）** ないようですので、以上で保健福祉委員会の報告を終わります。

次に、調査第3号、農業振興について、経済建設委員長天日公子君。

**○経済建設委員長（天日公子君）** -登壇-

経済建設委員会より、調査第3号、農業振興についての調査の過程と結果について報告を申し上げます。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、本市の取り組みの現状と課題の把握に努め、また、都市事例調査を実施し、さきの平成25年第4回定例会において、それまでの経過について中間報告を行ってきました。

本市では、平成21年3月に策定された富良野市農業及び農村基本計画に基づき、基本的方針として、農業者の地域の主体性と創意工夫を支援すること、成長を支える人材の育成、消費者の信頼確保に向けたコンプライアンスの徹底、環境保全を重視した施策の四つを掲げて、現在まで各種農業振興施策が進められてきております。

本委員会では、その評価や検証とあわせて、今年度、新たに策定される農業及び農村基本計画策定作業について担当課との意見交換を行ってきたところであります。富良野市の農業概況、農地の有効利用の促進、新規参入者、就農者の就農状況、農畜産物の安全・安心を確保するための施策、農業経営の発展に向けた取り組みの推進、また、TPP交渉参加による本農業への影響に関する試算については、報告書にお目通しをお願いいたしまして、このような現況の農業・農村基本計画の評価、検証を踏

まえ、本委員会では、富良野市の基幹産業である農業について、まちづくりの視点から農業振興の位置づけを確認し、富良野らしい農業とは何か、また、富良野市の施策として目指すべき方向性について、各委員から出された意見をもとに、以下のような取り組みが必要であると考えます。

1、富良野農業の経営スタイルの確立を目指した農業振興策について。

富良野農業の農産物は多品目にわたり、市内には多種多様な農業の経営形態が存在する。個々の経営規模が異なる中でも、例えば、米が不作なら高収益な野菜で補完できる営農形態や、新規参入者の受け入れ拡充のための営農体系の多様化など、多品目に対応できる富良野農業の基盤を生かし、農業者がみずからの経営スタイルを確立できる体制が求められる。そのためには、市が基本的な構想を持ち、集約的農業や土地利用型農業、観光型農業など、営農類型別の具体的な支援策や、富良野全体での新たなブランド形成を目指すべく新規作物を奨励するなど、既成概念にとらわれることなく、国の施策では手の届かない富良野の地域特性に応じた施策を展開されたい。

2、まちづくりの視点からの農業振興策について。

富良野農業は、周辺の自然景観に恵まれた観光や廃棄物の再資源化を生かし、環境施策と相互に結びつき、まちの基幹産業として着実に発展してきている。市内に広がる美しい農村景観は、広大な農地と多様な農作物栽培から形成される貴重な観光資源であり、市内飲食店、宿泊施設での地元農産物を使用した食材の提供は、観光客をもてなし、富良野のイメージをより一層豊かなものにしていきます。一方、ごみの再資源化による堆肥の供給は、地域資源の循環につながり、クリーン農業の実践につながっている。

このように、農業と他産業の連携は、地域への経済的な波及効果も高く、まちの活性化に大きく寄与するものであります。今後も、農業と異業種との連携の可能性を探り、お互いの特徴をうまく結びつける施策を進められたい。

農村地区に関しては、農業を産業の観点からだけでなく、地域の伝統や文化も重視した農業振興策が必要です。機械化に頼らず、人手のかかる作物でも地域の特産品化を図るなど、農業人口の維持につながるような施策や、農村景観を守るために農業者が自主的に行う景観緑肥作物の植栽への支援、また、生産者と消費者が交流できる直売スペースの提供など、地域ぐるみで行う活動を後押しし、農村集落機能を維持させる取り組みを検討されたい。

安全・安心な農作物の提供については、農業者側の認証基準への対応は進んでいる。それを広く周知させるた

めには、農業者のみならず、富良野市民も観光客や富良野市民以外の方々へPRする意識や知識の習得が必要である。例えば、市民向けに農業体験ができる農園を設置し、アドバイザーによる指導のもとで種まきから収穫までの体験と座学を組み合わせた市民講座を設けて、年間を通して地元農産物に関する知識を学べる環境を整えることも大切である。

このように、市民が農業と触れ合える機会をふやし、富良野の農産物に愛着を持ち、日常的に地産地消を意識して協力できるよう、市民との協働による農業振興策を図られたい。

3、富良野農業の新時代を築くための新たな農業振興組織について。

本委員会の議論では、富良野らしい農業とそれを目指すべく施策の方向性について、農業、農村集落、農地の問題は個々に議論すべきものではなく、どれも関連するものであり、行政が主導的な立場になって、その課題解決のため、推進体制を確立していくべきと各委員の意見が一致したところであります。

具体的には、市、農業委員会、農協、土地改良区、普及センター、共済組合など、農業に携わる団体がおのこの課題を持ち合せた中で議論ができる新たな農業振興組織のあり方を検討し、その事業推進には地域を代表する農業者も加わることで、組織全体で地域の実情を把握し、共有できる体制を整備することが求められる。その中で、各団体がそれぞれ策定している計画の整合性を確認して、現状と課題をすり合わせ、将来的な富良野農業の目指すべき方向性の一致を図るべきである。

また、各団体が取り扱う国や道の補助事業についても、関連するものを統一して効率的な事業要望や予算執行を図り、あわせて、地域の農業者の意見を吸い上げ、実態に即した農業施策の立案、遂行を目指すべきである。

新規参入者、就農者については、その組織、支援窓口を本組織へ一本化することで、個々の農業者に対応の差異が生じないよう、各種制度や事業の周知を図り、就農後のサポートまで一貫した指導体制とすることが望ましい。

また、富良野沿線で見した場合、観光分野ではさまざまな面で広域連携が進んでいるが、農業分野に関しては、沿線で行政が連携した取り組みがまだ進んでいない状況にある。産地間競争が一層厳しくなる中、TPP問題など農業分野には不確定要素も多く、強固な農業基盤づくりを考えた場合、富良野市単独の農業施策とあわせて、行政も沿線を含めた広域な視点を持ち、富良野沿線における農業振興組織のあり方も検討されたい。

以上で、経済建設委員会の報告を終わります。

○議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) ないようですので、以上で経済建設委員会の報告を終わり、所管事項に関する委員会報告を終了いたします。

---

## 日程第2 議会改革特別委員会報告

---

○議長(北猛俊君) 日程第2、前回より継続調査の議会改革特別委員会報告を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長岡本俊君。

○議会改革特別委員長(岡本俊君) ー登壇ー

議会改革特別委員会より中間報告をいたします。

これまで、富良野市議会は、市民の期待に応える議会、住民の意見を代表する議会の姿として、開かれた議会、討論する議会、衆知を集める議会、行動する議会を基本に、これまで議会改革を行い、議会報告会、自由討議、まちづくりトーク、議会本会議インターネット中継を実施してまいりました。

まず、平成25年度の議会報告会は、市内14会場で開催し、定例会の報告の後、議員定数をテーマに参加者と意見交換を行い、さらに、行政課題や地域課題など多くの意見が出されました。特に、参加者から多くの意見が出された地域防災、少子高齢化における地域コミュニティについては、2月14日、全体会議を開催し、全議員で意見交換を行い、今後の議会活動に反映することとしています。

また、今回行った議会報告会に関するアンケートでは、一つは、「議会報告会開催はどのように知りましたか」の問いに、「議会広報を見て知った」、その次に「議会報告会チラシを見て知った」という回答が41%でした。二つ目は、「議会報告会に出席してどう感じましたか」については、「議会の活動内容がよくわかりやすかった」が69%、次に、「わかりやすく説明してほしかった」「報告時間が長かった」「質問や意見交換の時間がもう少し欲しかった」などの回答が続きました。次の議会報告会に出席しますかとの問いには83%の人が「また参加したい」との答えでした。このアンケートは、今後の議会報告会に活用してまいります。

次に、自由討議に関しては、議員定数と議会の機能についてをテーマに開催し、各議員より議員定数について忌憚のない意見が出されました。また、まちづくりトーク一般会議では、富良野医師会と地域医療の現状と課題、観光協会とは観光政策についてをテーマに開催し、貴重な提言をいただきながら、意見交換を行いました。

なお、議会インターネット中継、ホームページのアクセス件数は、それぞれ月によって変動はありますが、平均1,300件から1,600件のアクセスがあり、また、定例会

によって差が出ている傾向にあります。

次に、議会基本条例についてであります。議会改革特別委員会では、長年培った議会改革を継続し、実績を積み重ね、議会基本条例として条例化することにより、議員の認識を一層深め、市民の中にある議会として定着を図ることを基本に、富良野市議会基本条例について検討を行ってまいりました。

昨年第4回定例会までには、富良野市議会基本条例の前文を確認し、逐条として、第1章、総則、第2章、議会及び議員活動原則など議会活動、議員の活動原則、会派、第3章、市民と議会の関係、情報公開と市民参加の推進について検討してまいりました。その後、第4章、市長等の関係では、再質問より一問一答方式を規定し、議会は、議員提案による条例の制定、議決、質疑を通じて積極的に政策の立案及び提案を行うことを決めました。第5章、自由討議、自由討議による合意形成、第6章、議会改革では、議会改革の継続を明確に規定し、議会改革の後退と風化しないよう定めております。第7章、議会及び事務局体制整備については、議員の政策能力及び立案能力の向上に向けた議員研修、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務に関する能力を向上するよう努めることを明記いたしました。第8章、議員の身分、待遇及び議員倫理では、議員定数、議員報酬、議員倫理の明確化を規定し、第9章、最高規範性及び見直し手続については、議会及び議員の責務として、条例、規則等を厳守し、議会運営を行い、市民を代表する合議制の機関として市民に対する責任を果たすといたしました。

富良野市議会基本条例は全20条で構成されておりますが、今後さらに検討を加え、その後、議会における議論を経て、条例素案を6月中旬までに作成し、市長部局との調整、パブリックコメントを行い、ことしの第4回定例会に議会基本条例提案を行うスケジュールを確認いたしました。

また、議員定数に関しては、昨年5月、議員研修会として、地方議会研究会代表、元全国道府県議会議長会議事調査部長を招き、「地方議会の役割と改革について」と題して講演をいただき、改めて、これらの地方議会の役割や議会改革のあり方等について意見交換を行い、認識を深めることができました。その後、自由討議、会派協議、特別委員会での議論を重ねてきましたが、さらに、平成25年度の議会報告会で出された議員定数に関する意見も参考として、会派内で協議し、当委員会でも慎重に議論を尽くし、遅くとも9月定例会までには結論を出すこととしております。

以上、議会改革特別委員会より中間報告といたします。

○議長(北猛俊君) ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) ないようですので、お諮りをいたします。

ただいまの委員長報告は中間報告であり、継続調査を要することです。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、本件については、継続調査とすることに決しました。

以上で、議会改革特別委員会の報告を終わります。

---

### 日程第3 監査委員報告

---

○議長(北猛俊君) 日程第3、監査委員報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、平成25年度10月から12月分の3件、平成25年度定期監査報告及び財政援助団体監査報告であります。

本報告5件に関し、御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) ないようですので、以上で本報告を終わります。

---

### 日程第4

#### 報告第1号 専決処分報告(公共施設における物損事故の損害賠償及び和解について)

---

○議長(北猛俊君) 日程第4、報告第1号、専決処分報告を議題といたします。

本件について説明を求めます。

総務部長近内栄一君。

○総務部長(近内栄一君) -登壇-

報告第1号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、去る2月17日付をもって専決処分を行った公共施設における物損事故の損害賠償につきまして、同条第2項の規定により、御報告申し上げます。

本件は、平成26年1月25日午後3時ころ、朝日会館の屋根からの落雪により、敷地内に駐車していた車両が破損する事故が発生いたしました。朝日会館と駐車していた場所の間は十分に距離がありますが、屋根には大量の雪が残っていたところに急激な気温上昇があり、駐車車両まで落雪被害が及んだものでございます。この事故による損害等額は、破損した車両の修繕費用を含め40万1,087円でございます。雪おろしなどの管理に不十分な点があったため、市の過失割合を10割、損害賠償額を40万

1,087円として、去る2月17日に示談を交わしております。

なお、事故発生後、すぐに他の市の施設の状況を点検し、雪おろしなどを実施しております。

今後とも、施設の維持管理には細心の注意を払い、事故発生の未然防止に努めてまいります。

○議長(北猛俊君) 本件について御発言ございませんか。

16番菊地敏紀君。

○16番(菊地敏紀君) これは、朝日会館の屋根からの落雪事故ということでございますけれども、この車は朝日会館の駐車場にとまっていた車なのか。

また、朝日会館は指定管理者が管理していますね。その関係で、こういう事故が起きたときには、指定管理者としての持ち分というか、そういうものは全くないということなのでしょうか。

事故というのは、過失割合として行政が持つものについては、道路もそうですが、10割、10割というものが非常に多いわけでございますけれども、とめた人にも過失責任は全くないのかということをお聞きしたいと思っております。

○議長(北猛俊君) 御答弁願います。

総務部長近内栄一君。

○総務部長(近内栄一君)

ただいまの菊地議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の駐車車両がどこに駐車していたかという点でございますが、朝日会館内の駐車場でございます。被害に遭われた車両の所有者は、朝日会館の利用者ということになってございます。

それから、過失の責任割合の件でございます。

まず、指定管理に出してはございますけれども、最終的に施設の設置者に責任があるというふうなことでございます。そういった中で、保険会社等も含めて協議をいたした結果といたしまして、被害者の過失はゼロ、富良野市が10割となるという結論になったということでございます。

今後におきましても、施設の管理運営に当たりましては、屋根の雪等の管理といった部分を含めて、施設管理者等も含めて適切に対応してまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長(北猛俊君) 16番菊地敏紀君。

○16番(菊地敏紀君) いまの話では、指定管理者については過失責任はないということですね。

契約書の中身がどうなっているかわかりませんが、ということ、維持管理についても指定管理者に適切な指導をしなければならない、それが行政の義務だというように聞こえるのです。しかし、指定管理を受けた者は、維持管理費をきちっともらっているわけですから、

それはそれなりのものがあって、何かがあったら、全て100%、行政の責任だという物の判断が当たり前だという感じではちょっといがかかなくという感じがします。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長近内栄一君。

○総務部長（近内栄一君） 菊地議員の再質問にお答えいたします。

指定管理者との関係でございますけれども、適切な管理運営ということで協定を結ばせていただいております。こうした被害の部分につきましては、日常的な部分、それからこういった事件、事故といった部分で軽重はあると思います。そういった中で、今回の事案について慎重に検討を進めた中で、やはり市が最終的な責任を負うべきというふうな判断でございます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） そのほか、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、報告第1号は、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告であります。

以上で、本報告を終わります。

---

#### 日程第5

##### 議案第25号 富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

---

○議長（北猛俊君） 日程第5、議案第25号、富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題いたします。

提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） -登壇-

議案第25号、富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

富良野市固定資産評価審査委員会委員藤田恵土氏は、平成26年3月8日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

なお、藤田恵土氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（北猛俊君） これより、本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本件の

質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件選任について、同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、選任に同意することに決しました。

---

#### 日程第6

##### 議案第26号 富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

---

○議長（北猛俊君） 日程第6、議案第26号、富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題いたします。

提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） -登壇-

議案第26号、富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

富良野市固定資産評価審査委員会委員難波英昭氏は、平成26年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

なお、難波英昭氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（北猛俊君） これより、本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件選任について、同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、選任に同意することに決しました。

ここで、午前11時まで休憩いたします。

---

午前10時51分 休憩

午前10時59分 開議

---

○議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

日程第7

議案第10号から議案第24号（提案説明）

○議長（北猛俊君） 日程第7、議案第10号から議案第24号まで、以上15件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

議案第10号、平成25年度富良野市一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算（第11号）は、歳入歳出それぞれ15億214万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を134億9,318万3,000円にしようとするものと、繰越明許費の補正で追加14件、債務負担行為の補正で追加1件、変更8件及び地方債の補正で追加3件、廃止1件、変更6件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

32ページ、33ページでございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、消防富良野庁舎耐震改修整備事業に伴う富良野広域連合負担金、土地売り払い収入相当額を積み立てる財政調整基金積立金、一般寄附金のうちのふるさと納税分等の積み立てと、地域の元気臨時交付金を翌年に繰り越すための地域振興基金積立金、全国瞬時警報システム、J-ALERT自動起動装置等整備工事費等の追加、事業費の確定に伴う地籍調査業務委託料、自主共聴施設デジタル整備事業費補助金等の減額、2項徴税費で、事業費確定に伴う市街地宅地システム評価委託料の減額、4項選挙費で、本年4月予定の市長及び市議会議員選挙に係る経費の追加、差し引きいたしまして9,391万6,000円の追加でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、燃料単価の高騰に伴う地域福祉センター管理費及びデイサービスセンターいちい運営管理事業費の指定管理料、介護保険特別会計繰出金、平成24年度分の障害者医療費国庫負担金精算返還金、利用増に伴う障害福祉サービス費、更生医療費、国による政策の臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費に係る臨時福祉給付金等システム作成委託料等の追加、国民健康保険特別会計繰出金、執行見込みによる老人施設入所委託措置費、特別養護老人ホーム北の峯ハイツ居住費助成金の減額、2項児童福祉費で、支給見込みによる児童扶養手当支給費等の減額、3項生活保護費で、平成24年度分の生活保護費負担金精算返還金、生活保護費等の追加、差し引きいたしまして4,283万円の追加でございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、火葬場の消耗器材

の更新に伴う文具・消耗器材及び印刷代と燃料及び光熱水費等の追加、執行見込みによる医療受診者通院交通費助成金、看護職員養成修学資金貸付金、各種予防接種委託料、風疹予防接種助成金、妊婦健康診査委託料等の減額、2項清掃費で、執行見込みに伴う衛生用品資源化処理試験事業費の燃料及び光熱水費及び施設修繕料、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の減額、3項水道費で、簡易水道事業特別会計繰出金、専用水道水質検査補助金の減額、差し引きいたしまして1,660万9,000円の減額でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、国の補正予算に伴う強い農業づくり事業費補助金、事業件数の追加に伴う経営体育成支援事業助成金、事業費の確定に伴う草地生産力向上支援特別対策事業補助金、燃料単価の高騰に伴う農村環境改善センター運営管理費の指定管理料等の追加、事業費確定による防衛施設周辺農業用施設設置事業補助金、（債）農業経営基盤強化資金利子助成金、農地集積協力金、草地畜産基盤整備事業負担金等の減額、2項林業費で、事業費の確定に伴う民有林育成推進事業補助金の減額、差し引きいたしまして2,926万1,000円の追加でございます。

7款商工費は、1項商工費で、利用件数の増加による中小企業振興資金利子補給金、燃料単価の高騰に伴う中心街活性化センター運営管理費の指定管理料、国の補正予算に伴う市街地再開発事業補助金の追加に、補助対象額の確定に伴う企業振興促進補助金、事業費の確定に伴う道路公共施設管理者負担金等の減額を差し引きいたしまして、1億9,029万9,000円の追加でございます。

8款土木費は、2項道路橋梁費で、道路維持補修委託料、除排雪業務委託料、国の補正予算に伴う西8条2道路改良舗装工事費及び支障物件移転補償費、市道橋長寿命化修繕工事費及び設計・測量調査委託料、扇山橋架換事業費の設計・測量調査委託料等の追加、事業費の確定に伴う五区山部線舗装改修工事費（特防）、中央通1バリアフリー化工事費、南4丁目2道路改良舗装工事費、地域の元気事業費に係る五区山部線舗装改修工事費（その2）、南4丁目2道路改良舗装工事費（その2）、黄金通舗装改修工事費、光正橋架換工事費等の減額、4項都市計画費で、事業費の確定に伴う都市計画改定委託料、街路樹管理委託料、公共下水道事業特別会計繰出金、朝日ヶ丘総合公園整備工事費及び設計・測量調査委託料の減額、5項住宅費で、国の補正予算に伴う公営住宅入居者移転補償費、公営住宅長寿命化改修工事費、公営住宅建設工事費及び公営住宅解体工事費の追加、住宅耐震改修促進補助金の減額、差し引きいたしまして3億99万3,000円の追加でございます。

9款教育費は、1項教育総務費で、戸倉育英基金の廃止に伴い、本基金残高を積み立てる育英基金積立金の追

加、執行見込みによる高等学校バス通学費補助金の減額、2項小学校費で、小学校管理費の燃料及び光熱水費、国の補正予算に伴う樹海小学校校舎耐震改修工事費、東小学校校舎・屋内運動場改築工事費及び器具購入費等の追加、3項中学校費で、中学校管理費の燃料及び光熱水費の追加、4項幼稚園費で、交付見込みによる私立幼稚園就園奨励費補助金の減額、5項社会教育費で、文化会館の燃料及び光熱水費、施設修繕料及び音響機器の更新による器具購入費等の追加、国の補助単価改定に伴う放課後子ども教室推進事業費の講師謝礼金、生涯学習センターの燃料及び光熱水費の減額、6項保健体育費で、燃料単価の高騰に伴う体育施設管理費のスポーツセンターの指定管理料等の追加、執行見込みによる学校室内空気中化学物質濃度測定委託料の減額、差し引きいたしまして9億1,445万4,000円の追加でございます。

11款教育費は、中途退職者等による一般職給料、超過勤務手当の減等に伴う各種手当、掛金率の改定に伴う市町村職員共済組合負担金等で、5,300万円の減額でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、16ページ、17ページでございます。

1款市税は、収入見込みを考慮し、1項市民税で、2目法人、現年課税分法人税割の追加と、1目個人、現年課税分所得割の減額、2項固定資産税で、償却資産現年課税分の追加、差し引きいたしまして386万4,000円の追加でございます。

11款地方交付税は、普通交付税で、交付決定額により3,957万1,000円の追加でございます。

13款分担金及び負担金は、老人福祉施設の施設入所者負担金現年度分の追加に、障害者相談支援給付費負担金、草地畜産基盤整備事業負担金の減額、差し引きいたしまして143万6,000円の減額でございます。

14款使用料及び手数料は、看護専門学校の授業料現年度分で、34万円の減額でございます。

15款国庫支出金は、1項国庫負担金で、障害者自立支援給付費負担金、公立学校施設整備費国庫負担金等の追加、生活保護費負担金、児童扶養手当支給費負担金の減額、2項国庫補助金で、子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金、臨時福祉給付金給付事務費補助金、地域住宅交付金、住宅建築物安全ストック形成事業交付金、市街地再開発事業交付金、西8条2道路改良舗装事業交付金、市道橋長寿命化事業交付金、扇山橋架換事業交付金、学校施設環境改善交付金、五区山部線舗装改修工事補助金、防災情報通信設備整備事業交付金、地域の元氣臨時交付金等の追加、雪寒指定路線除排雪事業交付金、光正橋架換事業交付金、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金等の減額、3項委託金で、国民年金事務協力連携委託金の追加、差し引きいたしまして5億3,347万

8,000円の追加でございます。

16款道支支出金は、1項道負担金で、生活保護費負担金、障害者自立支援給付費負担金の追加、地籍調査事業負担金、国民健康保険基盤安定負担金の減額、2項道補助金で、強い農業づくり事業補助金、草地生産力向上支援特別対策事業補助金等の追加、農業経営基盤強化資金利子補給費補助金、農地集積協力金等の減額、3項委託金で、家畜防疫検査委託金の追加、差し引きいたしまして4,755万6,000円の追加でございます。

17款財産収入は、土地売り払い収入及び市有林間伐材素材売り払い収入で、1,326万7,000円の追加でございます。

18款寄附金は、一般寄附金及び社会福祉費寄附金で、292万9,000円の追加でございます。

19款繰入金は、戸倉育英基金繰入金の追加に、社会福祉基金繰入金及び農業推進事業基金繰入金の減額、差し引きいたしまして239万1,000円の減額でございます。

21款諸収入は、5項雑入で、生活保護費返還金収入現年度分、備荒資金組合交付金等の追加に、社会及び労働保険料、新たな難視対策事業費補助事業助成金等の減額、差し引きいたしまして9,834万6,000円の追加でございます。

22款市債は、西8条2道路改良舗装事業債、公営住宅建設事業債、市道橋長寿命化事業債、扇山橋架換事業債、市街地再開発事業債、東小学校校舎・屋内運動場改築事業債の追加に、五区山部線舗装改修事業債、中央通1バリアフリー化事業債、南4丁目2道路改良舗装事業債、光正橋架換事業債の減額、差し引きいたしまして7億6,730万円の追加でございます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

第2表繰越明許費補正の6款農林業費1項農業費、鹿柵復旧支援事業につきましては一部の鹿柵で本年度中の復旧が困難なため、その他の13件につきましては国の補正予算及び国費財源の調整によるもので、事業の完了が平成26年度以降となるため、それぞれ記載の金額を限度として翌年度に繰り越すものでございます。

第3表債務負担行為補正の平成25年度一般廃棄物収集運搬業務委託料につきましては、平成26年4月1日から業務を実施する上で平成25年度中に契約事務を進めるため、期間、限度額を定め、追加するもの、その他変更8件につきましては、電気料金の値上げ及び平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、各施設の指定管理料の限度額をそれぞれ記載のとおり変更するものでございます。

第4表地方債補正の追加3件につきましては、国の補正予算に伴う事業費に係る起債で、表記のとおり、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法についてそれぞれ定めるもの、五区山部線舗装改修事業費に

つきましては、特定財源の増額等に伴い、不要となった起債の廃止、また、変更では、西8条2道路改良舗装事業費、公営住宅建設事業費、市街地再開発事業費につきまして国の補正予算に伴う起債額の追加、中央通1バリアフリー化事業費、南4丁目2道路改良舗装事業費、光正橋架換事業費につきましては事業費の確定に伴う起債額の減額で、記載のとおりそれぞれ限度額を変更するものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第11号、平成25年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ3,141万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を31億52万6,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

20ページ、21ページでございます。

1款総務費1項総務管理費は、一般管理費で、国保情報データベース修正委託料、機器購入費の追加に、職員管理費の一般職給料などの減額及び2項徴税費、差し引きいたしまして139万円の減額でございます。

2款保険給付費1項療養諸費は、1目一般被保険者療養給付費及び3目一般被保険者療養費の財源振りかえ、2目退職被保険者等療養給付費の減額と4目退職被保険者等療養費の財源振りかえ、5目審査支払手数料の追加、2項高額療養費は、1目一般被保険者高額療養費の追加、2目退職被保険者等高額療養費の減額及び4項出産育児諸費の減額、差し引きいたしまして2,333万円の減額でございます。

3款後期高齢者支援金等は、1項後期高齢者支援金等1目後期高齢者支援金で、146万8,000円の減額でございます。

4款前期高齢者納付金等は、1項前期高齢者納付金等1目前期高齢者納付金で、財源振りかえでございます。

5款老人保健拠出金は、1項老人保健拠出金1目老人保健事務費拠出金で、2,000円の減額でございます。

6款介護納付金は、1項介護納付金で、72万円の減額でございます。

7款共同事業拠出金は、1項共同事業拠出金で、1目高額医療費拠出金及び2目保険財政共同安定化事業拠出金で、2,293万3,000円の減額でございます。

8款保健事業費は、1項保健事業費で、1目保健衛生普及費の追加と2項特定健康診査等事業費の減額、差し引きいたしまして88万4,000円の減額でございます。

11款諸支出金は、1項償還金及び還付加算金で、療養給付費等負担金過年度精算返還金、1,931万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、10ページ、11ページでございます。

1款国民健康保険税1項国民健康保険税は、1目一般被保険者国民健康保険税医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の滞納繰り越し分の追加と医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の現年課税分の減額、2目退職被保険者等国民健康保険税、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の滞納繰り越し分の追加と医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の現年課税分の減額、差し引きいたしまして4,400万円の減額でございます。

3款国庫支出金は、1項国庫負担金の1目療養給付費等負担金、2目高額医療費共同事業負担金の減額、3目特定健康診査等負担金の追加、2項国庫補助金の1目財政調整交付金及び2目高齢者医療制度円滑運営事業補助金の追加、差し引きいたしまして587万6,000円の減額でございます。

4款療養給付費等交付金は、現年度分で、5,317万7,000円の減額でございます。

5款前期高齢者交付金は、現年度分で、77万7,000円の減額でございます。

6款道支出金は、1項道負担金の1目高額医療費共同事業負担金の減額と2目特定健康診査等負担金の追加、2項道補助金の1目財政調整交付金の追加、差し引きいたしまして413万8,000円の追加でございます。

7款共同事業交付金は、1項共同事業交付金1目共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金及び2目保険財政共同安定化事業交付金で、1,084万8,000円の追加でございます。

9款繰入金は、1項他会計繰入金1目一般会計繰入金の減額と2項基金繰入金1目給付基金繰入金の追加、差し引きいたしまして3,416万4,000円の追加でございます。

10款繰越金は、前年度繰越金で、2,280万円の追加でございます。

11款諸収入は、2項雑入の老人保健拠出金精算金で、46万3,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第12号、平成25年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ7,634万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億5,249万3,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

10ページ、11ページでございます。

1款総務費は、1項総務管理費で、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修委託料の追加と職員の会計

間異動による職員管理費の減額、差し引きいたしまして74万円の減額でございます。

2款保険給付費は、1項介護サービス等諸費で、給付実績に伴う居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、特定入所者介護サービス費、審査支払手数料の追加と施設介護サービス給付費、住宅改修費の減額、差し引きいたしまして7,880万円の追加でございます。

3款地域支援事業費は、2項包括的支援事業・任意事業費で、地域包括支援センター費の職員の会計間異動による180万円の減額でございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、過年度分の介護給付費国庫負担金等精算償還金で、8万4,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

1款介護保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料は、現年度分特別徴収保険料及び現年度分普通徴収保険料で、500万円の追加でございます。

3款国庫支出金は、1項国庫負担金で、保険給付の実績による介護給付費負担金現年度分、2項国庫補助金で、調整交付金現年度分と介護保険事業費補助金で、1,505万3,000円の追加でございます。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金は、保険給付の実績による介護給付費交付金現年度分で、2,285万1,000円の追加でございます。

5款道支出金1項道負担金は、保険給付の実績による介護給付費負担金現年度分で、1,486万9,000円の追加でございます。

7款繰入金は、1項他会計繰入金で、保険給付の実績による1目介護給付費繰入金の追加と、3目その他一般会計繰入金の減額、2項基金繰入金で、介護保険給付費準備基金繰入金の追加、差し引きいたしまして1,857万1,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第13号、平成25年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、歳入歳出それぞれ30万4,000円を減額し、歳入歳出の総額を7億7,286万7,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

1款下水道費は、1項下水道管理費で、公共下水道事業基金積立金の追加と水処理センター管理費の財源振りかえで148万8,000円の追加、2項下水道整備費で、公共下水道汚水管布設工事費の入札執行残179万2,000円の減額、差し引きいたしまして30万4,000円の減額でござい

す。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

3款国庫支出金は、1項国庫補助金で、水の安全・安心基盤整備総合交付金の事業費確定による131万8,000円の減額でございます。

5款繰入金は、一般会計繰入金で、900万円の減額でございます。

6款繰越金は、前年度繰越金で、1,001万4,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第14号、平成25年度富良野市簡易水道事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出それぞれ10万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を1億879万1,000円にしようとするものと、地方債の補正で変更1件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

10ページ、11ページでございます。

1款簡易水道費は、1項簡易水道管理費で、消費税及び各種手当の追加、2項簡易水道事業費で、簡易水道計装機器更新工事費の確定に伴う減額、差し引きいたしまして10万7,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、8ページ、9ページでございます。

3款繰入金は、一般会計繰入金で、395万2,000円の減額でございます。

4款繰越金は、前年度繰越金で、454万5,000円の追加でございます。

6款市債は、簡易水道事業債で、簡易水道計装機器更新工事費の確定に伴う70万円の減額でございます。

戻りまして、4ページ、5ページでございます。

第2条地方債の補正につきましては、第2表のとおり、起債の限度額を1,120万円から1,050万円に変更しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第15号、平成25年度富良野市水道事業会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市水道事業会計補正予算(第2号)は、収益的支出に675万7,000円を追加し、支出予定額を3億7,423万3,000円にしようとするものでございます。

資本的収入及び支出については、予算第4条、本文括弧書き中、不足する額1億8,455万円を1億8,206万1,000円に改め、資本的収入から501万4,000円を減額し、2,648万6,000円に、資本的支出から750万3,000円を減額し、2億854万7,000円にするものと、予算第5条に定めた企業

債の限度額2,860万円を2,260万円に改めるものでございます。

以下、その概要について、収益的支出から御説明を申し上げます。

6ページ、7ページでございます。

1款水道事業費用は、1項営業費用の固定資産除却費で55万7,000円の追加、2項営業外費用の消費税及び地方消費税で100万円の減額、4項特別損失のその他特別損失で720万円の追加でございます。

続きまして、資本的収入及び支出について御説明を申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

支出の1款資本的支出は、1項建設改良費の1目施設整備費で、上五区地区配水管布設工事ほか4工事の工事費確定と上水道老朽管診断委託及び2目量水器取替費の確定に伴い、750万3,000円の減額でございます。

収入の1款資本的収入は、1項企業債で600万円の減額と、2項負担金で98万6,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第16号、富良野市公共下水道事業基金の処分について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市公共下水道事業基金条例第6条の規定により、平成26年度の事業費財源に充てるため、公共下水道事業基金を処分しようとするものでございます。

内容につきましては、下水道管路情報整備システム構築委託事業の財源として、560万円以内を公共下水道事業基金から処分しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第17号、消費税及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理等に関する条例について御説明を申し上げます。

本件は、平成24年8月22日に公布されました社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が平成26年4月1日から施行され、消費税率及び地方消費税率が改定されることに伴い、消費税の課税対象となっている施設利用料等について規定されている条例中の料金改正と条文中の用語の整理をしようとするものでございます。

改正の関係条例は、富良野市地域会館設置条例のほか13条例で、条例の施行日につきましては、平成26年4月1日からしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第18号、富良野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、これまで労務の対価を賃金としておりました嘱託職員につきまして、地方自治法第203条の2の規定に基づく委員であることから報酬とするため、また、新たにその他の委員として任命する者について、条例別表中15その他の委員の欄へ整理しようとするものでございます。

以下、その概要について御説明を申し上げます。

非常勤嘱託職員及び鳥獣被害対策実施隊員、母子児童等嘱託職員、国際観光嘱託職員、外国語指導助手、公営企業嘱託員の追加と教育委員会非常勤嘱託職員の改正につきましては、身分が地方公務員法第3条第3項に該当する特別職で非常勤の者であり、また、地方自治法203条の2におけるその他の委員に該当することから、条例で規定しようとするものでございます。

鳥獣被害対策実施隊員は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置等に関する法律において、農業被害防止活動を円滑に実施するため、鳥獣被害対策実施隊員を置くことができることから、その身分等について条例で規定するものでございます。

市職員相談室相談員は、平成16年度に（29ページで訂正）職員の心の健康保持と活力ある行政活動の推進を図ることを目的として設置したところではありますが、平成24年度より職場における心の健康づくり計画を策定し、外部団体が実施する心の健康相談等を活用することとしたため、削除するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日からしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第19号、富良野市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、北海道を初め、他団体との人事交流並びに職員派遣実施に当たり、民間給与の高い地域に在勤することとなる職員に対し、物価の生計費等の事情を考慮して支給する地域手当と、単身赴任する場合に、二重生活となり、経済的負担が伴うことを考慮して支給する単身赴任手当を新たに国家公務員の基準に準じて追加するため、同条例の一部を改正しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第3条は、手当の種類に地域手当及び単身赴任手当を追加するものでございます。

第10条は、文言の整理でございます。

第11条の2は、単身赴任者に係る住居手当の支給対象及び支給額について追加するものでございます。

第11条の3は、地域手当を新たに追加するもので、地域手当の対象となる北海道札幌市を勤務地として、人事交流並びに派遣の職員に対し、給料、扶養手当及び管理職手当の合計月額に支給割合100分の3を乗じた額を地域手当として支給するものでございます。

第12条の2は、単身赴任手当を新たに追加するもので、単身赴任手当の対象となる別居要因を、勤務地の異動に伴い、同居していた配偶者と、父母の介護や子の就学等、やむを得ない事情により別居する場合として、その手当額を月額2万3,000円に、なお、職員と配偶者の住居間の交通距離に応じ4万5,000円を上限として加算するものでございます。

第18条は、勤務1時間当たりの給与の算定基礎額に地域手当を加えるものと端数整理の規定を追加するものでございます。

第20条及び第21条は、期末手当及び勤勉手当の算出に当たり、地域手当を加えて算出基礎額とする改正でございます。

第24条は、文言の整理でございます。

なお、条例の施行につきましては、平成26年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第20号、富良野市山部いきいきセンター設置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市山部いきいきセンターにて実施しておりました特殊浴場事業の廃止に当たり、同条例の一部を改正しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第3条及び第4条は、施設の構成及び事業について規定していたもので、今後は貸し館施設としての利用となることから、削除するものでございます。

第5条は、使用者の範囲から特殊浴場の使用者を除き、条文を整理するものでございます。

第7条及び第8条は、特殊浴場事業の廃止に伴い、開館時間と休館日について整理するものでございます。

第11条は、特殊浴場事業に関する料金規定を削り、貸し館施設の使用料について整理しようとするものでございます。

第16条は、用語を整理するもの、別表第1及び別表第2は、特殊浴場事業廃止に伴い、午後の時間帯の使用区分を変更するものでございます。

このほか、本改正に伴う条項の繰り上げ処理等を行うものでございます。

なお、条例の施行につきましては、平成26年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第21号、富良野市道路占用料徴収条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う条文の一部改正と農地法の改正に伴う別表の改正でございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第4条及び第8条は、用語を整理するものでござい

す。

第7条は、道路占用料の減免に関する条文で、国の行う事業全てが免除となったことから、関連規定を削除するものでございます。

別表の改正につきましては、農地法から引用していた小作に関する用語が見直されたことによる改正でございます。

なお、条例の施行につきましては、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第22号、戸倉育英基金条例の廃止について御説明を申し上げます。

本件は、昭和41年に、故戸倉寅三郎氏の遺志を継ぎ、修学支度資金の給付を目的として、基金条例を制定し、高校生及び大学生等に給付してきただけでありますが、全道各市においては、返済義務のない修学支度金制度を廃止し、貸し付け型奨学金制度を拡充する現状にあることから、本市におきましても、今後貸し付け型の奨学金制度の拡充を図ってまいりたいと考えております。

よって、戸倉育英事業につきましては、平成25年度をもって終了し、条例を廃止しようとするものでございます。

なお、廃止条例の施行は、平成26年4月1日としようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第23号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について御説明を申し上げます。

本件は、北海道市町村職員退職手当組合の組織団体である上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が平成26年3月31日付で解散、脱退することに伴い、同組合から地方自治法第286条第1項の規定に基づく規約の変更の協議を求められたものでございます。

一部事務組合規約の変更につきましては、地方自治法第290条の規定により議会の議決が必要なことから、議会の議決を求めるものでございます。

なお、施行日につきましては、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可があった日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第24号、財産の無償譲渡について御説明を申し上げます。

本件につきましては、布礼別神社氏子会に無償で貸与している市有地を、同会を包括する地縁団体に無償で譲渡するに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

当該市有地は、昭和13年6月30日に土地所有者から寄附を受けた土地でございますが、寄附以前から神社施設が設置され、寄附後も神社施設は地域氏子会によって維

持、運営されており、また、地域住民がコミュニティー活動拠点として活用していることから、地元団体に無償で貸与していたものでございますが、今般、平成22年1月20日、最高裁判所は、砂川政教分離訴訟において、市有地を神社用地として無償貸与することは違憲であると判断したところでございます。しかしながら、神社用地として無償貸与していた土地を地元地縁団体等へ無償譲渡すること、また、有償で貸与することに関しては、違憲状態の解消を図るための行為であり、合憲であると判断されたところでございます。

この判例を受けて、無償貸与していた神社施設のある当該市有地について、この状態を解消すべく、地元住民団体と検討を重ねてきた結果、検討当初においては、当該市有地を包括する地縁団体がないことから、当面の間、有償による貸し付けとしておりましたが、平成25年12月30日に地縁団体である布礼別自治会が設立され、当該市有地を無償で譲り受けることで協議が調いましたので、財産の無償譲渡をしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。御訂正をいただきたいと思えます。

非常勤特別職の中の市職員相談室相談員についてでございますが、平成16年度に職員の心の健康保持と活力ある行政活動の推進を図る目的ということで設置したところを、平成26年度に職員の心の健康保持と活力ある行政活動の推進を図ることを目的というふうに説明いたしました。

正しくは、平成16年度でございますので、御訂正をお願いいたします。

○議長（北猛俊君） 以上で、本件15件の提案説明を終わります。

---

#### 日程第8 予算特別委員会設置

---

○議長（北猛俊君） 日程第8、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りをいたします。

議案第1号から議案第9号の平成26年度富良野市各会計予算及びこれに関連する議案第16号、議案第18号から議案第20号まで、以上13件につきましては、さきに議会運営委員長の報告のとおり、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、ただいまお諮りのとおり決しました。

ただいまお諮りいたしました特別委員会の委員は、委員会条例第7条第4項の規定により、議員全員を本職よ

り御指名申し上げます。

お諮りいたします。

ただいまの御指名に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

本会議終了後、予算特別委員会をこの場において開催いたします。

---

#### 散 会 宣 告

---

○議長（北猛俊君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明5日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時45分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年3月4日

議 長 北 猛 俊

署名議員 小 林 裕 幸

署名議員 萩 原 弘 之